

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充当した。

(歳入)
地方消費税交付金（社会保障財源化分） 207,466 千円

(歳出)
社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,830,425 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位：千円)

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	377,550	264,921			20,633	91,996
	重度心身障害者等医療費支給事業費	86,795	32,505			9,946	44,344
	後期高齢者医療事業費	385,312	62,076			59,216	264,020
	乳幼児医療費支給事業費	45,429	19,881			4,680	20,868
	子育て支援医療費支給事業	32,541	6,674			4,739	21,128
	児童手当支給費	350,145	296,768			9,779	43,598
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	10,080	4,652			994	4,434
社会保険	介護保険事業（繰出金）	363,783	2,873			66,118	294,792
保健衛生	母子保健事業	19,932	460			3,567	15,905
	保健事業	96,011	428		2,389	17,073	76,121
	予防接種費	62,847	4,330			10,720	47,797
合 計	1,830,425	695,568	0	2,389	207,466	925,002	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。